

鹿屋市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 30 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市規則第 51 号

令和 8 年 4 月 30 日 決 裁

鹿屋市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則

鹿屋市予防接種事故災害補償規則（平成18年鹿屋市規則第118号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号ア中「48,000,000円」を「49,500,000円」に改め、同号イ(ア)中「48,000,000円」を「49,500,000円」に改め、同号イ(イ)中「31,960,000円」を「32,960,000円」に改め、同号イ(ウ)中「24,399,000円」を「25,163,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。